

日 薬 業 発 第 468 号
令 和 6 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品の適正な流通について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より別添のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

ご高承のとおり、令和5年12月20日に開催されました中央社会保険医療協議会総会（第574回）において、令和6年度薬価改定の骨子が了承されました。この中で、令和6年度薬価改定においては、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、企業から希望のあった品目を対象に特例的に不採算品再算定を適用するとされたところです（令和6年度薬価改定については3月5日付けで官報告示）。

今般の連絡は、令和6年度薬価改定において不採算品再算定の対象となった品目^{*}について、医薬品の安定供給を確保する観点から特例的に実施された趣旨に鑑み、買い込みを厳に控え、必要量に見合う適切な量を購入するよう協力を求めるものです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが内容につきご了知頂きますとともに、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 令和6年度薬価改定において不採算品再算定を適用された医薬品の適正な流通について（令和6年3月5日付、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

^{*}：企業から希望があった品目のうち、令和5年度薬価調査結果において、前回の令和4年度薬価調査における全品目の平均乖離率である「7.0%」を超えた乖離率であった品目は対象外。不採算品再算定の適用を受けた品目は、厚生労働省 Web サイトで公表（<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001218699.pdf>）。

事務連絡
令和6年3月5日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和6年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品の適正な流通について

令和5年12月20日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和6年度薬価改定では、不採算品再算定について、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、企業から希望のあった品目を対象に特例的に適用することが決定されました。

今回、不採算品再算定の適用となった医薬品（※）は、保険医療上の必要性が高いと考えられる品目として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

今般、不採算品再算定の適用となった医薬品について、令和6年4月1日から薬価が改定されますが、これを奇貨として、必要量以上の買い込み等が行われると、供給不足が発生し、患者に必要とされる医薬品が供給されなくなるおそれがあります。

医薬品の安定供給を確保するため、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入していただきますよう、貴団体所属の会員に対して周知方よろしく申し上げます。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会宛にも通知しましたことを申し添えます。

※ 不企業から希望があった品目のうち、令和5年度薬価調査結果において、前回の令和4年度薬価調査における全品目の平均乖離率である「7.0%」を超えた乖離率であった品目は対象外とする。なお、不採算品再算定の適用を受けた品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryohoken/newpage_21053.html)

事 務 連 絡

令和 6 年 3 月 5 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会

一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 6 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品の適正な流通について

令和 5 年 12 月 20 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度薬価改定では、不採算品再算定について、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、企業から希望のあった品目を対象に特例的に適用することが決定されました。

今回、不採算品再算定の適用となった医薬品（※）は、保険医療上の必要性が高いと考えられる品目として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

貴団体におかれましては、今回の不採算品再算定が適用された趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、不採算品再算定の適用となった医薬品について、令和 6 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、これを奇貨として、必要量以上の買い込み等が行われると、供給不足が発生し、患者に必要とされる医薬品が供給されなくなるおそれがあります。貴団体におかれましても、医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に送付することを申し添えます。

※ 企業から希望があった品目のうち、令和 5 年度薬価調査結果において、前回の令和 4 年度薬価調査における全品目の平均乖離率である「7.0%」を超えた乖離率であった品目は対象外とする。なお、不採算品再算定の適用を受けた品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoiken/newpage_21053.html)